

議案第 5 2 号

あきる野市戸倉運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

使用料の額を改める必要がある。

あきる野市戸倉運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市戸倉運動場の設置及び管理に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 1 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

施設区分	使用者	使用単位	使用料
戸倉運動場	市内在住在勤者	2 時間	8 8 0 円
	上記以外の者	2 時間	2 , 6 4 0 円

備考

- 1 市内在住在勤者とは、市内に住所を有する者、勤務場所が市内にある者又は市内に所在する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校に通学する者をいう。
- 2 施設を延長して使用する場合における延長使用料は、3 0 分につき使用の許可をした使用料（以下「基本使用料」という。）の 3 0 分に相当する額とする。
- 3 施設を商行為で使用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合の使用料は、基本使用料の 3 倍に相当する額とする。この場合において、延長使用料は、3 0 分につき当該額の 3 0 分に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のあきる野市戸倉運動場の設置及び管理に関する条例の規定により許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。